

【重点分野－２】第 217 通常国会における法案対応（その５）

※下線部分を加筆・修正

Ⅰ．主旨

- ・1月24日に開会の第217通常国会では、Ⅲ.のとおり計18本の法案に対応する。
- ・取り組みにあたっては、連合出身議員政治懇談会や各政党への働きかけ、連合フォーラム議員説明会の開催、立憲民主党および国民民主党政務調査会との意見交換などを行い、国会対応をはかる。また、SNSやRENGO ONLINEによる発信などを通じて世論形成を行っていく。

※今後の審議会などで法案の内容が確定次第、必要に応じて追加で提起を行う。

Ⅱ．背景

第217通常国会では、2025年度予算案、税制改正関連法案、年金制度改正法案（5月16日閣議決定）、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法改正法案、民法等の一部を改正する法律案（選択的夫婦別氏制）など、働く者・生活者のくらしに直結する重要な法案の審議が予定されている。

Ⅲ．連合としての判断（詳細は別紙のとおり） ★は最重点法案

成立を求める (10)	★公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法改正法案 ★民法等の一部を改正する法律案（選択的夫婦別氏制） ○労働安全衛生法等の一部を改正する法律案 ○労働施策総合推進法等の一部を改正する法律案 ○児童福祉法等改正法案 ○公益通報者保護法改正法案 ○GX推進法及び資源利用促進法を一部改正する法律案 ○災害対策基本法等の一部を改正する法律案 ○下請代金法及び下請振興法改正法案 ○食品等の流通の合理化及び取引の適正化に関する法律及び卸売市場法の一部を改正する法律案
修正を求める (5)	★2025年度予算案 ★税制改正関連法案 ★年金制度改正法案 ○医療法等の一部を改正する法律案 ○大学等における修学の支援に関する法律の一部を改正する法律案
廃案を求める (0)	—
その他 (3)	○譲渡担保契約及び所有権留保契約に関する法律案 ○早期事業再生法案 ○人工知能関連技術の研究開発及び活用の推進に関する法律案

IV. 具体的な対応（別紙では、（3）に記載）

年金制度改正法案★

法案概要	<u>2030年度までの厚生年金のマクロ経済スライド継続、被用者保険適用の企業規模要件、賃金要件、新規の個人事業所（5人以上）の業種要件を撤廃、第3号被保険者制度のあり方の検討、在職老齢年金の基準額引き上げ等を行う。</u>
連合の判断	成立を求める ・ <u>修正を求める</u> ・ 廃案を求める その他【 】
連合内の確認	○働き方などに中立的な社会保険制度（全被用者への被用者保険の完全適用、第3号被保険者制度廃止）に対する連合の考え方および公的年金制度の見直しに対する連合の対応について その2（第13回中央執行委員会確認／2024.10.18） ○社会保障審議会年金部会における議論の整理に対する談話（2024.12.25） ○「年金制度改正法案の閣議決定」に対する談話（2025.5.16）
連合としての評価と取り組み	<評価> <u>年金制度の持続性と基礎年金の給付水準の確保が不可欠な中、国会での熟議が必要である。年金部会の議論が不十分であった厚生年金積立金の活用による基礎年金の給付水準底上げは見送られたが、厚生年金のマクロ経済スライドの継続で受給者に影響が生じる。基礎年金の給付水準は、国民の老後の生活に直結する重要課題であり、底上げする必要がある。そのためには、厚生年金の積立金を活用することなく、被用者保険のさらなる適用拡大や保険料拠出期間の延長、必要な国庫負担財源の確保をはかるべきである。保険料負担者の納得も得られるよう、十分に議論すべきである。</u> 企業規模要件は2035年10月に撤廃、既存個人事業所（5人以上）は経過措置として撤廃までの期限を定めないとしている。年金部会での論議から後退しており、2030年の次期改正までに撤廃されるよう修正を求める。また、第3号被保険者制度の廃止に向けた検討会の設置など、今後の道筋をつけるべきである。 <具体的な取り組み> 世論喚起などの取り組み強化とともに、政党との意見交換や連合出身議員政治懇談会・連合フォーラム議員との連携により、徹底した国会審議を通じて法案の修正を求める。

V. 添付資料

別紙：第217通常国会に提出予定の法案に対する評価と対応（案）

以 上

第 217 通常国会に提出予定の法案に対する評価と対応（案）

（★は最重点法案）

（１）2025 年度予算案★

法案概要	賃上げと投資が牽引する成長型経済を実現するとして、一般会計総額を 115.5 兆円とする予算案を編成した。
連合の判断	成立を求める ・ 修正を求める ・ 廃案を求める その他【 】
連合内の確認	○2025 年度予算編成等に関する対応について（第 13 回中央執行委員会確認／2024.10.18） ○「2025 年度政府予算案」の閣議決定に対する談話（2024.12.27）
連合としての評価と取り組み	<評価> 今次予算案は、連合が求める適正取引の推進など賃上げを継続できる環境整備、DXやGXなどへの積極的な投資、対応が急務である能登半島地震への支援策などが盛り込まれたが、日本の構造課題への抜本的な対策はなく不十分であるため、特に、以下の点について修正を求める。 ○所得再分配機能の強化と社会保障と税の一体改革による重層的なセーフティネットを構築し、わが国の構造課題に対して抜本的な対策を示すこと。 ○財政健全化に向けて、中長期的な財政運営の監視・評価を行う独立財政機関を設置し、財政規律の強化と歳出構造の不断の見直しに着手すること。 <具体的な取り組み> 構成組織・地方連合会、連合出身議員政治懇談会、立憲民主党、国民民主党、連合フォーラム議員と連携し、徹底した国会審議を通じて、真に国民に必要な予算となるよう精査・修正を求める。

（２）税制改正関連法案★

法案概要	「将来に夢や希望と安心を持てる、公正で活力ある社会を目指すための税制」の構築に向けて、物価上昇局面における税負担の調整の観点から、所得税の基礎控除等の見直し、就業調整対策の観点から、大学生年代の子等に係る新たな控除の創設、子育て支援税制の拡充延長などが盛り込まれた。
連合の判断	成立を求める ・ 修正を求める ・ 廃案を求める その他【 】
連合内の確認	○「公平・連帯・納得」の税制改革実現に向けた 2025 年度税制改正の対応について（第 13 回中央執行委員会確認／2024.10.18） ○与党「令和 7 年度税制改正大綱」に対する談話（2024.12.23）

連合としての 評価と取り組み	<評価> 税収は、名目賃金や企業の好業績、物価上昇などを背景に、過去最高を更新しているが、少子高齢化・人口減少に歯止めがかからないわが国において、山積する構造課題を解決しつつ安定的な税収基盤を確保するには、所得税の課税最低限の確実な引き上げとあわせて、税体系全般の抜本的な見直しが必要不可欠。従って、特に以下の点について修正を求める。 ○所得再分配機能の強化に向けて、所得税の「一億円の壁」解消に資する金融所得課税の強化、低所得者へのプッシュ型支援を実現する「給付付き税額控除の仕組み」の構築、所得税の応能負担を高める所得控除から税額控除への移行など、税制の抜本的な見直し策を講じること。 ○自動車関係諸税の総合的な見直しは、地方財政に配慮しつつ、ガソリン税の「当分の間税率」の廃止も含めて、早急に結論を得ること。 <具体的な取り組み> 上記に対し、徹底した審議を求めるとともに、政党との意見交換や連合出身議員政治懇談会・連合フォーラム議員との連携を通じて修正を求める。
---------------------------	---

(3) 年金制度改革法案★

法案概要	2030 年度までの厚生年金のマクロ経済スライド継続、被用者保険適用の企業規模要件、賃金要件、新規の個人事業所（5 人以上）の業種要件を撤廃、第 3 号被保険者制度のあり方の検討、在職老齢年金の基準額引き上げ等を行う。
連合の判断	成立を求める ・ <u>修正を求める</u> ・ 廃案を求める その他【 】
連合内の確認	○働き方などに中立的な社会保険制度（全被用者への被用者保険の完全適用、第 3 号被保険者制度廃止）に対する連合の考え方および公的年金制度の見直しに対する連合の対応について その 2（第 13 回中央執行委員会確認／2024. 10. 18） ○社会保障審議会年金部会における議論の整理に対する談話（2024. 12. 25） ○「年金制度改革法案の閣議決定」に対する談話（2025. 5. 16）
連合としての 評価と取り組み	<評価> <u>年金制度の持続性と基礎年金の給付水準の確保が不可欠な中、国会での熟議が必要である。年金部会の議論が不十分であった厚生年金積立金の活用による基礎年金の給付水準底上げは見送られたが、厚生年金のマクロ経済スライドの継続で受給者に影響が生じる。基礎年金の給付水準は、国民の老後の生活に直結する重要課題であり、底上げする必要がある。そのためには、厚生年金の積立金を活用することなく、被用者保険のさらなる適用拡大や保険料拠出期間の延長、必要な国庫負担財源の確保をはかるべきである。保険料負担者の納得も得られるよう、</u>

	十分に議論すべきである。 企業規模要件は 2035 年 10 月に撤廃、既存個人事業所（5 人以上）は経過措置として撤廃までの期限を定めないとしている。年金部会での論議から後退しており、2030 年の次期改正までに撤廃されるよう修正を求める。<u>また、第 3 号被保険者制度の廃止に向けた検討会の設置など、今後の道筋をつけるべきである。</u> <具体的な取り組み> 世論喚起などの取り組み強化とともに、政党との意見交換や連合出身議員政治懇談会・連合フォーラム議員との連携により、徹底した国会審議を通じて法案の修正を求める。
--	---

（４）公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法改正法案★

法案概要	学校が対応する課題の複雑化・困難化を踏まえつつ、教職の魅力向上し、教師に優れた人材を確保するため、教職調整額の水準を「給料月額百分の四に相当する額」から「百分の十に相当する額」へ 2030 年までに段階的に引き上げ、教員の処遇改善をはかる。
連合の判断	成立を求める ・ 修正を求める ・ 廃案を求める その他【 】
連合内の確認	「『令和の日本型学校教育』を担う質の高い教師の確保のための環境整備に関する総合的な方策」に対する連合の当面の考え方について（第 22 回中央執行委員会確認／2023. 7. 21）
連合としての評価と取り組み	<評価> 連合として、教員の長時間労働の是正に向け、労働基準法第 37 条の適用、労働安全衛生法の観点から在校等時間を明確化するなどの抜本的な見直しが必要であると考え、教員の処遇改善のための教職調整額の増率が盛り込まれた点は評価し、成立を求める。 <具体的な取り組み> 法の早期成立に向けて、政党、連合出身議員政治懇談会、連合フォーラム議員への働きかけを行う。

（５）民法等の一部を改正する法律案（選択的夫婦別氏制）★

法案概要	個人の尊重と男女の対等な関係の構築等の観点から、民法の一部を改正し、選択的夫婦別氏制を導入する。 ○夫婦は、夫もしくは妻の氏を称するか、各自の婚姻前の氏を称するかを婚姻の際に定める。 ○夫婦が各自の婚姻前の氏を称する旨の定めをするときは、婚姻の際に、夫または妻の氏を子の称すべき氏として定める。 ○子が父又は母と氏を異にする場合、子は届出によりその父又は母の氏を称することができる。ただし、子が未成年の場合は、特別の事情があるときに限る。 ※ 立憲民主党が 2025 年 4 月 30 日に提出した議員立法
------	--

連合の判断	成立を求める ・ 修正を求める ・ 廃案を求める その他【 】
連合内の確認	○選択的夫婦別姓の早期実現に向けた当面の取り組み（第5回中央執行委員会確認／2020.2.20） ○夫婦同姓規定に関する最高裁決定に対する談話（2021.6.24） ○「政策・制度 要求と提言」男女平等政策 2.（7）① ○選択的夫婦別氏制度の早期実現に向けた連合の考え方（第19回中央執行委員会確認／2025.4.17）
連合としての評価と取り組み	<評価> 自分の氏を名乗り続けられるかどうかは、個人の尊厳や人権に関わる重要な問題。旧姓の通称使用拡大は、国際社会で通用しないだけでなく、人権尊重という要請に応えられない。 法律案は、1996年に法制審議会が答申した案を踏まえた内容であり、選択的夫婦別氏制度の早期実現に向けた連合の考え方（第19回中央執行委員会確認／2025.4.17）に沿った内容であると評価する。子が自らの意思により父または母の氏に変更することを担保できれば、子の氏を定める時期については国会審議に委ね、制度の導入を優先する。 なお、法成立後、子を産めない人・産まない選択をした人への配慮の観点から、以下のような申請様式などの工夫を求める。 例）子の氏は戸籍の筆頭者の氏とすることを原則とし、筆頭者の氏としない場合にだけチェックボックスなどにより意思表示をする様式とする。 <具体的な取り組み> 引き続き請願署名活動などにより、機運醸成をはかるとともに、法の今次国会での成立に向けて、政党、連合出身議員政治懇談会、連合フォーラム議員への働きかけを行う。

（6）労働安全衛生法等の一部を改正する法律案

法案概要	① 新たに個人事業者等を安衛法の対象とした上で、災害報告制度の創設や混在作業における労災防止対策の強化などの安全衛生対策を実施 ② 労働者 50 人未満事業場でのストレスチェックを義務化 ③ 化学物質の危険・有害性情報に関する通知義務違反の罰則化 ④ 高齢者の労災防止に関する事業者の措置を努力義務化 ⑤ 治療と仕事の両立支援に関する事業者の措置を努力義務化（労働施策総合推進法）など。
連合の判断	成立を求める ・ 修正を求める ・ 廃案を求める その他【 】

連合内の確認	○「政策・制度 要求と提言」雇用・労働政策 11. ○2024 年度重点政策 労働者と類似の作業に従事する個人事業者等に対して労働者と同様の安全衛生水準を確保する。 ○連合労働安全衛生取り組み指針（2023 年度～2027 年度）（2023.3.3／第 18 回中央執行委員会確認） ○安全衛生分科会報告「今後の労働安全衛生対策について」に対する談話（2025.1.17）
連合としての評価と取り組み	<評価> 個人事業者等に対する安全衛生対策や、50 人未満事業場におけるストレスチェックの義務化など、法律案は労働者・就業者の労災防止に資するとともに、連合の考え方に概ね沿うものと評価する。 <具体的な取り組み> 法の早期成立に向け、政党、連合出身議員政治懇談会、連合フォーラム議員への働きかけを行う。

（7）労働施策総合推進法等の一部を改正する法律案

法案概要	① 更なる女性活躍推進の観点から、主に下記の拡充をしたうえで、2026 年 3 月末までの法の期限を 10 年間延長する（女性活躍推進法）。 ○「男女間賃金差異」の情報公表義務を常時雇用する労働者の数が 101 人以上の企業（以下、101 人以上企業）に拡大。 ○「女性管理職比率」の情報公表を 101 人以上企業に新たに義務化。 ② 主に下記内容の措置を講ずることにより、ハラスメント対策の更なる強化をはかる（労働施策総合推進法、男女雇用機会均等法など）。 ○職場におけるハラスメントを行ってはならないことについて、社会における規範意識の醸成に国が取り組む旨の明確化。 ○カスタマー・ハラスメント（以下、カスハラ）対策の雇用管理上の措置義務化。 ○求職者へのセクシュアル・ハラスメント（以下、セクハラ）対策の雇用管理上の措置義務化。
連合の判断	成立を求める ・ 修正を求める ・ 廃案を求める その他【 】
連合内の確認	○「雇用の分野における女性活躍推進に関する検討会」報告書に対する談話（2024.8.8） ○女性活躍推進法の改正に対する連合の考え方（第 12 回中央執行委員会確認／2024.9.20） ○ハラスメント対策強化に向けた連合の考え方（第 12 回中央執行委員会確認／2024.9.20） ○労働政策審議会雇用環境・均等分科会報告「女性活躍の更なる推進及び職場におけるハラスメント防止対策の強化について」

	て」に対する談話（2024.12.26）
連合としての 評価と取り組み	<評価> ① 「男女間賃金差異」の公表義務対象拡大および「女性管理職比率」の公表義務化は、法の実効性向上の観点から評価する。 女性の活躍を一層推進するため、100人以下企業を含め、企業に対する支援策の充実、格差是正、積極的な情報公表および「説明欄」の活用促進が必要である（女性活躍推進法）。 ② カスハラ対策および、求職者へのセクハラ対策の事業主に対する措置義務化は、あらゆるハラスメント防止の観点から妥当である。 職場におけるハラスメントを行ってはならないことについて、社会における規範意識を醸成するには、中小企業を含め、足並みを揃えて一体的にカスハラ対策に取り組む必要があるため、業所管省庁が連携し、企業の取り組み支援が不可欠。また、他の事業主からハラスメント対策に関する協力を求められた際の対応が努力義務、求職者へのパワー・ハラスメント対策なども指針への記載の明確化に留まったことから、ハラスメント対策の実効性確保のため、相談体制整備や助言・指導など国による支援の充実が必要である（労働施策総合推進法、男女雇用機会均等法など）。 <具体的な取り組み> 法の成立と実効性向上に向けて、政党、連合出身議員政治懇談会、連合フォーラム議員への働きかけを行う。

（8）児童福祉法等改正法案

法案概要	① 認可保育所や認可外保育所、認定こども園、放課後児童クラブなどで職員による虐待を発見した人に自治体への通報義務を課す。（児童福祉法） ② 地域の実情に応じて必要である場合は3～5歳児のみの小規模保育事業の実施を可能とする。（子ども・子育て支援法）
連合の判断	成立を求める ・ 修正を求める ・ 廃案を求める その他【 】
連合内の確認	「政策・制度 要求と提言」 子ども・子育て支援政策 3.(3)② 5.(2)⑤
連合としての 評価と取り組み	<評価> 子育てと仕事の両立には、保護者が安心して子どもを預けられる環境整備が不可欠である。子どもが安心して生活できることは、子どもの成長にとっても重要であることから概ね評価できる。保育現場が混乱することのないよう、子どもの権利擁護や不適切な保育に関して丁寧に周知するとともに、複数の目で子どもを守り、質の高い保育を提供するための職員配置基準のさらなる改善が必要である。 <具体的な取り組み> 法の早期成立と実効性確保に向けて、政党、連合出身議員政

	治懇談会、連合フォーラム議員への働きかけを行う。
--	--------------------------

(9) 公益通報者保護法改正法案

法案概要	2020 年の改正後の状況を踏まえ、公益通報者保護制度の実効性向上に向けた課題解決をはかるべく、主に次の内容について改正する。 ① 事業者の従事者指定義務の徹底に向けて、行政措置権限を強化するため、現行法の報告徴収、指導・助言、勧告、勧告に従わない場合の公表に加え、勧告に従わない場合の命令権や立入検査権を規定する。あわせて、是正命令を行っても違反が是正されない場合には、刑事罰を科す。 ② 公益通報者を探索する行為の禁止および公益通報を妨害する行為の禁止を明文化する。 ③ 公益通報を理由とする不利益な取扱い（労働者に対する解雇および懲戒）の禁止規定に違反した事業者および個人に対して刑事罰を規定する。 ④ 公益通報を理由とする不利益な取扱い（労働者に対する解雇および懲戒）について、その地位を回復するために労働者が行う裁判における「不利益な取扱いが公益通報を理由とすること」の立証責任を事業者に転換する。
連合の判断	成立を求める ・ 修正を求める ・ 廃案を求める その他【 】
連合内の確認	「政策・制度 要求と提言」産業政策 4.(9)
連合としての評価と取り組み	<評価> 連合が求めてきた公益通報者を探索する行為の禁止の明文化、不利益取扱いに対する刑事罰の導入、公益通報者の立証責任の転換などにより、公益通報者保護の強化と制度の実効性の向上がはかられたことは評価する。 なお、連合として、公益通報者保護制度のさらなる実効性を確保するためには、公益通報者を探索する行為などへの罰則規定、公益通報を理由とする不利益な取扱いの抑止・救済における範囲拡大が必要であると考えます。 <具体的な取り組み> 法の早期成立に向けて、政党、連合出身議員政治懇談会、連合フォーラム議員への働きかけを行う。

(10) GX推進法及び資源利用促進法を一部改正する法律案

法案概要	① 排出量取引制度の法定化、化石燃料賦課金の徴収（GX推進法） ② 資源循環強化のための制度の新設（資源法、GX推進法）
連合の判断	成立を求める ・ 修正を求める ・ 廃案を求める その他【 】
連合内の確認	○成長志向型カーボンプライシング構想に基づく「排出量取引

	制度」に対する当面の考え方について（第 13 回中央執行委員会確認／2024.10.18） ○「政策・制度 要求と実現」環境政策 2.(5)⑩ 5.
連合としての評価と取り組み	<評価> ① 対象事業者の範囲やカーボンリーケージの防止、既存制度との重複回避など、連合の考えが反映されており、評価できる。 ② 再生材や再生可能資源の供給・利活用により温室効果ガスの排出削減に貢献することや、日本が持つ高度な資源循環技術を生かして国内に強固なサプライチェーンを確立することは、温室効果ガス排出削減に資するとともに国際競争力の強化や持続的な経済成長の機会となり、評価できる。 <具体的な取り組み> 法の成立と実効性確保にむけて、政党、連合出身議員政治懇談会、連合フォーラム議員への働きかけを行う。

(11) 災害対策基本法等の一部を改正する法律案

法案概要	令和 6 年能登半島地震から得られた教訓を今後に生かし、災害対策の強化を図るため、主に次の内容で改正する。 ①国による地方公共団体の応援体制の強化 ②被災者援護協力団体（仮称）の登録制度の創設 ③広域一時滞在等における被災住民への情報提供の充実 ④地方公共団体における物資の備蓄状況の公表の義務化 ⑤救助の種類への福祉サービスの提供の追加 ⑥災害時における日本下水道事業団の業務の特例の創設 ⑦内閣府の防災監（仮称）の新設 など
連合の判断	成立を求める ・ 修正を求める ・ 廃案を求める その他【 】
連合内の確認	「政策・制度 要求と提言」東日本大震災からの復興・再生および防災・減災に関する政策 2.(7)(17)、 3.(4)(6)、 4.(4)、 7.(3)、 8.(1)
連合としての評価と取り組み	<評価> 連合は、被害が広域・甚大で当該地方自治体の対応能力が著しく低下している場合には、首長の要請がなくても自衛隊の出動を含め、国が復旧・復興の指揮を執ることを求めてきた。さらに、連合が求めてきた備蓄品の拡充に向けた取り組み、情報伝達と安全な避難活動のための支援、上下水道など生活に必要な公益事業の迅速な復旧に向けた体制整備、防災ボランティア登録制度などが盛り込まれたことは概ね評価できる。 今後は、女性、高齢者、障がい者、子ども、外国人など、配慮を要する者の意見も踏まえた必要な措置が講じられるよう求めていく。 <具体的な取り組み> 法の早期成立と実効性確保に向けて、政党、連合出身議員政治懇談会、連合フォーラム議員への働きかけを行う。

(12) 下請代金法及び下請振興法改正法案

法案概要	労務費、原材料費、エネルギーコストなどの上昇に対応した価格転嫁・取引適正化をはかり、受注者に負担を押し付ける商慣行の見直しを促すために以下の改正を行う。 ① 禁止行為類型の追加（協議を適切に行わない代金額決定の禁止） ② 手形払等の禁止 ③ 荷主と運送事業者も対象とすること ④ 適用逃れを防ぐため従業員数を適用基準に追加すること ⑤ 問題行為に対する所管省庁の指導・助言権限の付与と申告者への報復措置禁止の追加 ⑥ 国と地方公共団体との連携強化 ⑦ 「下請」という用語の見直し
連合の判断	成立を求める ・ 修正を求める ・ 廃案を求める その他【 】
連合内の確認	○「政策・制度 要求と提言」 中小企業政策 10.(4) ○企業取引研究会「報告書」取りまとめについての談話 (2024.12.18)
連合としての評価と取り組み	<評価> 中小企業等の賃上げ実現には、適正な価格転嫁・適正取引を推進することが不可欠である。下請代金法及び下請振興法の適用範囲を拡大するとともに、時代の変化に対応した法改正が必要である。法案は、企業取引研究会の報告書の内容を反映したものであり評価できる。 <具体的な取り組み> 法の早期成立に向けて、政党、連合出身議員政治懇談会、連合フォーラム議員への働きかけを行う。

(13) 食品等の流通の合理化及び取引の適正化に関する法律及び卸売市場法の一部を改正する法律案

法案概要	合理的な費用を考慮した価格形成と食品の付加価値向上等の取り組みを促進し、食品の持続的な供給を実現する。 ①食料品等の持続的な供給実現に向けた事業活動を促進するため、食品事業者等は事業活動に関する事業計画を策定し、農林水産大臣が認定。 ②食料品等の取引適正化に向けて次の規制的措置を講ずる。 ○農林水産大臣は食料等取引実態調査を実施しコスト等を把握する。 ○飲食料事業者等の取引における次の措置の努力義務化 ・ 持続的な供給に要する費用等の求める事由を示して協議の申し出があった場合、誠実に協議 ・ 商習慣の見直し等の持続的な供給に資する取り組みの提案があった場合、検討・協力
------	---

	○農林水産大臣が、努力義務に対応した「行動規範」（判断基準）を省令で明確化。取り組みが不十分な場合等は指導・勧告等。
連合の判断	成立を求める ・ 修正を求める ・ 廃案を求める その他【 】
連合内の確認	「政策・制度 要求と提言」 食料・農林水産政策 1. (3)(4)、 4. (1)
連合としての評価と取り組み	<評価> 食料品等の取引適正化への施策として、農林水産大臣がコスト等の実態調査を行った上で、規制的措施を講じることは、合理的な費用を考慮した価格形成に向けて評価できる。 一方、重要なのは実効性確保であり、省令で明確化される努力義務に対応した行動規範（判断基準）の売り手・買い手双方への周知徹底と履行確保のための環境整備、消費者に対する理解促進等が必要である。 <具体的な取り組み> 法の早期成立に向けて、政党、連合出身議員政治懇談会、連合フォーラム議員への働きかけを行う。

(14) 医療法等の一部を改正する法律案

法案概要	2040 年頃の医療提供体制に向けて以下を実施する。 ① 新たな地域医療構想の策定・推進（医療機関機能の明確化や都道府県知事の権限強化など）。 ② 医師偏在対策の実施（外来医師多数区域での新規開業に対する規制強化などの規制的手法、医師不足地域における医師への手当増額など経済的手法）。 ③ 医療D Xの推進（電子カルテ情報共有サービスの構築・普及、社会保険診療報酬支払基金を医療D Xにかかるシステム開発・運用主体として抜本的に改組など）など。
連合の判断	成立を求める ・ 修正を求める ・ 廃案を求める その他【 】
連合内の確認	○「政策・制度 要求と提言」医療政策 1. 2. (2) 2. (5) ○医師の偏在是正対策や高額療養費制度の見直しなどに対する談話（2024. 12. 25）
連合としての評価と取り組み	<評価> ① 新たな地域医療構想の策定・推進について、外来・在宅も含めた医療機関の機能分化・連携強化、地域における医療・介護の連携強化を推進するものとして一定評価するが、実効性の確保が必要。 ② 医師偏在対策の実施について、規制的手法の導入は一步前進。一方、経済的手法には、保険者からの拠出を財源とした施策が含まれている。保険給付との関連性が乏しい施策の財源に保険料を充てることは問題であり、修正を求める。

	③ 医療D Xの推進について、医療D Xにより医療の質や利便性の向上を推進することは重要。電子カルテの情報共有システムの運用費用は患者・被保険者も一定負担することとされているため、今後の検討プロセスを明確にすべき。また、社会保険診療報酬支払基金について、引き続き適切な審査支払機能を果たせるよう運営体制の確保が必要。 <具体的な取り組み> 上記に対し、被用者保険関係団体、政党、連合出身議員政治懇談会・連合フォーラム議員との連携により、徹底した国会審議を通じて法案の修正を求める。
--	---

(15) 大学等における修学の支援に関する法律の一部を改正する法律案

法案概要	多子世帯（子どもを3人以上扶養）における教育費の負担の軽減をはかるため、当該家庭の学生などに係る大学等の授業料などの減免制度を創設するなどの措置を講ずる。
連合の判断	成立を求める ・ <u>修正を求める</u> ・ 廃案を求める その他【 】
連合内の確認	「政策・制度 要求と提言」教育政策 1.(1)⑦
連合としての評価と取り組み	<評価> 高等教育の入学金や授業料の減免対象が拡大されることは評価するが、連合は、すべての子どもの教育機会を保障するため、高等教育については、中間層を含めたすべての世帯を対象に減免措置を導入し、将来的には、かかる費用の全面無償化を求めているため、まずは、対象がすべての世帯となるよう修正を求めている。 <具体的な取り組み> 高等教育の無償化の実現に向けて、政党、連合出身議員政治懇談会、連合フォーラム議員との連携を通じて修正を求める。

(16) 譲渡担保契約及び所有権留保契約に関する法律案

法案概要	動産や債権を担保として活用する譲渡担保権等に関し、判例に委ねられてきたルールを明文化するとともに、判例がない取り扱いについて規定を定める。 法案には、担保権実行の際に事業継続が阻害されないよう裁判所による担保権実行禁止命令等の規定を設けることや、集合財産譲渡担保権については実行通知により担保権の範囲を画定させること、集合財産譲渡担保権について労働債権などの一般債権者を保護するためのルール（破産財団への組入義務）の新設をはかることなどが盛り込まれた。
連合の判断	成立を求める ・ 修正を求める ・ 廃案を求める <u>その他</u> 【丁寧な審議を求める】

連合内の確認	○担保法制の見直しに関する連合の基本的な考え方(2021.7.15／第22回中央執行委員会確認) ○事業再編時等における労働者および労働債権の保護に関する当面の取り組み(2022.6.16／第9回中央執行委員会確認)
連合としての評価と取り組み	<評価> 連合は、労働者の生活の糧である労働債権の保護強化に向け、譲渡担保権等にとどまらず、別除権(抵当権・質権等)に労働債権の一部を優先させる先取特権の創設などを求めてきた。 破産財団への組入義務は、労働債権の保護に資するものの、以下の点について課題が残るため、丁寧な審議を求める。 ○労働債権などの一般債権者保護の実効性を高めること。 ○組入対象財産の確実な保全のための対策を強化すること(供託制度など新たな仕組みの検討)。 ○譲渡担保権等に限らず、労働債権の一部について別除権(抵当権・質権等)に優先させる先取特権の創設に向けた検討を行うこと。 <具体的な取り組み> 上記に関して、丁寧な審議を求めるとともに、政党、連合出身議員政治懇談会、連合フォーラム議員への働きかけを行う。

(17) 早期事業再生法案

法案概要	倒産前の状態にある事業者を対象として、公平中立な第三者と裁判所の関与を通じて手続の透明性・公平性を担保したうえで、準則型私的整理(事業再生ADR)などにおける全員一致要件を緩和し、直接の商取引に影響しない金融債務の整理を迅速に行うことで、早期の事業再生を行う制度を創設する。
連合の判断	成立を求める ・ 修正を求める ・ 廃案を求める <u>その他</u>【丁寧な審議を求める】
連合内の確認	○「政策・制度 要求と提言」 産業政策 1.(2)、雇用・労働政策 5.(7) ○事業再編時等における労働者および労働債権の保護に関する当面の取り組み(2022.6.16／第9回中央執行委員会確認) ○パブリックコメント(「産業構造審議会 経済産業政策新機軸部会 事業再構築小委員会報告書(案)」)の発出(2025年1月27日)
連合としての評価と取り組み	<評価> 事業再生の局面においては、人員整理や労働条件の引き下げなど労働者に多大な影響を及ぼすケースがほとんどである。 法案は、専ら金融機関等の権利変更を念頭においた規定のみで、労働者保護のための方策は明確になっていないため、以下の点について丁寧な審議を求める。

	○雇用や労働条件の変更が少しでも生じる場合には、早期事業再生計画の策定時において、労働組合等への事前の情報提供や協議を行う必要があること。 ○対象債権者集会の決議や裁判所認可の効力は、事業者と労働組合との労働協約や協議内容には及ばないこと。 ○手続の適正性を確保するため、第三者機関の指定や手続実施者の選任の要件を厳格に定めること。 <具体的な取り組み> 上記に関して、丁寧な審議を求めるとともに、政党、連合出身議員政治懇談会、連合フォーラム議員への働きかけを行う。
--	--

(18) 人工知能関連技術の研究開発及び活用の推進に関する法律案

法案概要	A I 関連技術の研究開発および活用の推進に関する施策に関して基本理念を規定するとともに、A I 戦略本部（本部長：内閣総理大臣）を設置して基本計画の策定、その他の施策の基本的な事項を定めて実施する。
連合の判断	成立を求める ・ 修正を求める ・ 廃案を求める <u>その他</u>【丁寧な審議を求める】
連合内の確認	「政策・制度 要求と提言」産業政策 1.(3)④
連合としての評価と取り組み	<評価> 国がA I 関連技術の研究開発や活用を促進することは、産業の発展と国際整合性を確保する観点から理解を示せる。一方で、A I は、学習プロセスやアルゴリズムに偏りがあると誤った判断基準の形成や著作権侵害などリスクも指摘されている。この点、内閣府の「A I 戦略会議・A I 制度研究会」の「中間とりまとめ（案）」では、A I のもたらし得るリスクの例が整理されているが、雇用・労働分野については、バイアス（差別・偏見）の助長として不適切なA I による採用や退職に関する判断の実施に留まっており、人事評価など労務管理に対するリスクは深掘りされていない。A I を安心・安全に活用していくためにも、雇用・労働分野に対する適正な対応について丁寧な国会審議を求める。 <具体的な取り組み> 上記に関して、政党、連合出身議員政治懇談会、連合フォーラム議員への働きかけを行い、丁寧な国会審議を求める。

以 上